

(内閣府、総務省及び財務省所管)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税(所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1に相当する額、酒税の収入額の100分の50に相当する額、消費税の収入額の100分の19.5に相当する額並びに地方法人税の収入額に相当する額の合算額)及び地方譲与税(地方揮発油譲与税(地方道路譲与税を含む。以下同じ。)、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平19法23。以下「法」という。)第2条第1項第1号の規定により設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	16,309,958	地方交付税交付金	16,988,952
財政投融资特別会計より受入	60,000	地方特例交付金	225,609
東日本大震災復興特別会計より受入	339,816	交通安全対策特別交付金	53,328
地方法人税	1,418,255	地方譲与税譲与金	2,232,334
地方揮発油税	220,223	事務取扱費	253
石油ガス税	4,625	諸支出金	271
特別法人事業税	671,719	国債整理基金特別会計へ繰入	31,328,507
自動車重量税	290,958	予備費	—
航空機燃料税	2,434	計	50,829,256
特別とん税	11,487		
地方法人特別税	977,686		
借入金	31,173,776		
雑収入	217		
前年度剰余金受入	433,771		
東日本大震災復興前年度剰余金受入	62,579		
計	51,977,510	翌年度の歳入に繰り入れる額	1,148,254

(歳 入)

令和2年度における歳入予算額は	51,761,792,072千円
であって、その内訳は	
当初予算額	51,782,110,072千円
予算補正追加額	2,908,819,000千円
予算補正修正減少額	2,929,137,000千円

であり、予算補正追加額は、法第24条の規定による所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し減少する額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の50、消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の19.5並びに地方法人税の収入が当初見込みに比し減少する額に相当する金額の合算額を補填するための地方交付税交付金財源の

一般会計からの受入見込額の増加等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、法第24条の規定による所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し減少する額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の50並びに消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の19.5に相当する金額の合算額の一般会計からの受入見込額等を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は 51,977,510,818千円

であって、差引き 215,718,746千円

の増加となった。これは課税額が予定より多かったこと等により、地方法人税が多かったこと等のためである。

本年度における収納済歳入額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合 (%)
一般会計より受入	16,310,605,239	16,309,958,789	△ 646,449	99
財政投融资特別会計より受入	60,040,100	60,000,000	△ 40,100	99
東日本大震災復興特別会計より受入	339,816,142	339,816,142	—	100
地方法人税	1,034,300,000	1,418,255,263	383,955,263	137
地方揮発油税	219,000,000	220,223,673	1,223,673	100
石油ガス税	6,000,000	4,625,290	△ 1,374,709	77
特別法人事業税	709,500,000	671,719,640	△ 37,780,359	94
自動車重量税	286,900,000	290,958,460	4,058,460	101
航空機燃料税	3,100,000	2,434,902	△ 665,097	78
特別とん税	12,500,000	11,487,671	△ 1,012,328	91
地方法人特別税	1,016,200,000	977,686,156	△ 38,513,843	96
借入金	30,962,295,408	31,173,776,408	211,481,000	100
雑収入	2,360	217,344	214,984	9,209
前年度剰余金受入	798,999,953	433,771,217	△ 365,228,735	54
東日本大震災復興前年度剰余金受入	2,532,870	62,579,857	60,046,987	2,470
計	51,761,792,072	51,977,510,818	215,718,746	100

(歳 出)

令和2年度における歳出予算現額は 51,383,891,224千円

であって、その内訳は

歳出予算額 51,325,087,163千円

┌	当初予算額	51,587,205,163千円
	予算補正追加額	24,882,000千円
	予算補正修正減少額	287,000,000千円

前年度繰越額 58,804,061千円

であり、予算補正追加額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において実施される自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の期限の延長により生ずる自動車税の収入の減少に伴う減収を補填するための自動車税減収補填特例交付金を都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付並びに軽自動車税の収入の減少に伴う減収を補填するための軽自動車税減収補填

特例交付金を市町村(特別区を含む。)に交付するための地方特例交付金に必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、特別法人事業税収入額及び地方法人特別税収入額が減少することに伴う特別法人事業譲与税譲与金等を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 50,829,256,451千円

翌年度繰越額は 417,865千円

不用額は 554,216,907千円

であって、翌年度繰越額は、法第27条の規定による支出残額の繰越しであり、不用額は、借入金の償還及び一時借入金利子の支払が予定を下回ったこと等により、国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を主要経費別及び事項別に示せば、次のとおりである。

(主 要 経 費 別)

(単位 千円)

主 要 経 費	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国 債 費	31,789,709,421	31,789,709,421	31,328,507,271	—	461,202,149	98
地方交付税交付金	16,930,566,011	16,989,370,072	16,988,952,207	417,865	—	99
地方特例交付金	225,609,000	225,609,000	225,609,000	—	—	100
地方譲与税譲与金	2,321,602,500	2,321,602,500	2,232,334,538	—	89,267,961	96
その他の事項経費	55,000,231	55,000,231	53,853,434	—	1,146,796	97
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	51,325,087,163	51,383,891,224	50,829,256,451	417,865	554,216,907	98

(事 項 別)

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付税交付金に必要な経費	16,588,216,999	16,588,216,999	16,588,216,999	—	—	100
東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費	342,349,012	401,153,073	400,735,208	417,865	—	99
地方特例交付金に必要な経費	225,609,000	225,609,000	225,609,000	—	—	100
交通安全対策特別交付金に必要な経費	54,311,442	54,311,442	53,328,381	—	983,061	98
地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費	225,500,000	225,826,355	225,826,355	—	—	100
森林環境譲与税譲与金に必要な経費	40,000,000	40,000,000	39,999,988	—	12	99
石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	6,300,000	6,300,000	5,041,121	—	1,258,879	80
特別法人事業譲与税譲与金に必要な経費	1,748,100,000	1,746,144,824	1,660,585,204	—	85,559,620	95
自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	284,500,000	286,128,821	286,128,821	—	—	100
航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	4,600,000	4,600,000	3,270,778	—	1,329,222	71
特別とん譲与税譲与金に必要な経費	12,600,000	12,600,000	11,482,270	—	1,117,729	91
地方道路譲与税譲与金に必要な経費	2,500	2,500	0	—	2,499	0
事務取扱いに必要な経費	261,546	261,546	253,453	—	8,092	96

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
諸支出金に必要な経費	427,243	427,243	271,600	—	155,642	63
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	31,789,709,421	31,789,709,421	31,328,507,271	—	461,202,149	98
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	51,325,087,163	51,383,891,224	50,829,256,451	417,865	554,216,907	98

## (Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

### (1) 地方交付税交付金

地方交付税交付金は、普通交付税として地方団体が等しく合理的かつ妥当な水準でその事務を遂行することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補填することを目途として交付されるもの、特別交付税として災害復旧その他の特別な財政需要等に対して地方団体に交付されるもの、震災復興特別交付税として東日本大震災に係る特別な財政需要に対して地方団体に交付されるものである。

令和2年度における地方交付税の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	普通交付税	構成率 (%)	特別交付税	構成率 (%)	震災復興特別交付税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
道府県分	8,496,457,391	54.5	154,499,273	15.5	227,100,589	56.7	8,878,057,253	52.3
市町村分	7,096,107,173	45.5	841,153,162	84.5	173,634,619	43.3	8,110,894,954	47.7
計	15,592,564,564	100.0	995,652,435	100.0	400,735,208	100.0	16,988,952,207	100.0
(構成率)	(91.8%)		(5.9%)		(2.3%)		(100.0%)	

(注) (構成率)欄は、道府県分及び市町村分を合計した普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和2年度における普通交付税の交付団体は46道府県、1,643市町村(748市895町村)、不交付団体は1都75市町村(44市31町村)であり、交付団体の全地方団体に占める割合は95.7%である。

(参考) 平成28年度から令和2年度までの各年度における地方交付税の交付状況

(単位 千円)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
普通交付税	15,698,309,486	15,350,075,401	15,087,572,603	15,210,051,499	15,592,564,564
道府県分	8,559,353,770	8,252,433,957	8,162,241,533	8,179,608,299	8,496,457,391
市町村分	7,138,955,716	7,097,641,444	6,925,331,070	7,030,443,200	7,096,107,173
特別交付税	1,052,977,167	979,728,399	1,030,508,866	1,065,843,839	995,652,435
道府県分	200,420,956	149,005,370	163,440,731	186,095,041	154,499,273
市町村分	852,556,211	830,723,029	867,068,135	879,748,798	841,153,162
震災復興特別交付税	487,721,281	438,204,664	430,143,716	463,350,868	400,735,208
道府県分	290,220,775	257,824,479	242,027,448	265,579,239	227,100,589
市町村分	197,500,506	180,380,185	188,116,268	197,771,629	173,634,619
計	17,239,007,934	16,768,008,464	16,548,225,185	16,739,246,206	16,988,952,207
道府県分	9,049,995,501	8,659,263,806	8,567,709,712	8,631,282,579	8,878,057,253
市町村分	8,189,012,433	8,108,744,658	7,980,515,473	8,107,963,627	8,110,894,954

(2) 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金として個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの、自動車税減収補填特例交付金として消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの、軽自動車税減収補填特例交付金として消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

令和2年度における地方特例交付金の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	個人住民税減収補填特例交付金	構成率 (%)	自動車税減収補填特例交付金	構成率 (%)	軽自動車税減収補填特例交付金	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	62,328,850	35.6	21,960,062	50.3	—	—	84,288,912	37.4
市町村分	112,571,150	64.4	21,680,938	49.7	7,068,000	100.0	141,320,088	62.6
計	174,900,000	100.0	43,641,000	100.0	7,068,000	100.0	225,609,000	100.0
(構成率)	(77.5%)		(19.4%)		(3.1%)		(100.0%)	

(注) (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した個人住民税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金それぞれ全体に対する構成割合である。

(参考) 平成28年度から令和2年度までの各年度における地方特例交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金の交付状況

(単位 千円)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人住民税減収補填特例交付金	123,300,000	132,800,000	154,400,000	174,200,000	174,900,000
都道府県分	49,320,000	47,258,332	54,946,049	61,999,059	62,328,850
市町村分	73,980,000	85,541,668	99,453,951	112,200,941	112,571,150
自動車税減収補填特例交付金	—	—	—	22,575,000	43,641,000
都道府県分	—	—	—	11,381,388	21,960,062
市町村分	—	—	—	11,193,612	21,680,938
軽自動車税減収補填特例交付金	—	—	—	—	—
市町村分	—	—	—	2,307,000	7,068,000
子ども・子育て支援臨時交付金	—	—	—	269,188,824	—
都道府県分	—	—	—	82,401,933	—
市町村分	—	—	—	186,786,891	—
計	123,300,000	132,800,000	154,400,000	468,270,824	225,609,000
都道府県分	49,320,000	47,258,332	54,946,049	155,782,380	84,288,912
市町村分	73,980,000	85,541,668	99,453,951	312,488,444	141,320,088

(3) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

令和2年度における交通安全対策特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

区 分	交通安全対策特別交付金 (千円)	構 成 率 (%)
都 道 府 県 分	30,764,091	57.7
市 町 村 分	22,564,290	42.3
計	53,328,381	100.0

また、令和2年度における交通安全対策特別交付金の交付団体は47都道府県、1,552市町村(813市(特別区を含む。)739町村)、不交付団体は2市187町村であり、交付団体の全団体に占める割合は89.4%である。

(参考) 平成28年度から令和2年度までの各年度における交通安全対策特別交付金の交付状況

(単位 千円)

区 分	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度
都 道 府 県 分	33,533,420	31,961,581	29,465,366	28,245,146	30,764,091
市 町 村 分	24,477,486	23,382,059	21,592,919	20,703,036	22,564,290
計	58,010,906	55,343,640	51,058,285	48,948,182	53,328,381

#### (4) 地方譲与税譲与金

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の7種がある。

地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税は、国税として徴収され国税収納金整理資金に受け入れられ、地方揮発油税及び特別とん税については、その収入額に相当する額が、石油ガス税については、その収入額の2分の1に相当する額が、自動車重量税については、その収入額の1,000分の422に相当する額が、航空機燃料税については、その収入額の9分の2に相当する額が、それぞれ同資金から直接この会計へ組み入れられ、この組み入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。また、国税として徴収される特別法人事業税(令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税を含む。)については、その収入額に相当する額が、国税収納金整理資金に収納されることなくこの会計で受け入れ、この受け入れられた額が地方譲与税譲与金(特別法人事業譲与税譲与金)としてこの会計から都道府県に譲与される。なお、森林環境譲与税については、国税として徴収される森林環境税の収入額に相当する額が譲与されるが、課税が令和6年度から開始されることから、令和2年度(令和元年度原資の借入金の償還を含む。)から令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされている。

地方揮発油譲与税は、一般国道、都道府県道及び市町村道の管理の責任を有する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。森林環境譲与税は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口にあん分して、9月及び3月に譲与される。石油ガス譲与税は、一般国道及び都道府県道の管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。特別法人事業譲与税は、都道府県に対し、各都道府県の人口にあん分して5月、8月、11月及び2月に譲与される。自動車重量譲与税は、都道府県に対しては、自動車税種別割を課した自家用乗用車の台数にあん分し、市町村(特別区を含む。)に対しては、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。航空機燃料譲与税は、空港

関係市町村及び空港関係都道府県に対し、当該空港における着陸料の収入額(国内航空に従事する航空機に限る。)及び指定騒音地区の世帯数にあん分して9月及び3月に譲与される。特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を9月及び3月に譲与される。

令和2年度における地方譲与税の譲与の状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	地方揮発油譲与税	構成率 (%)	森林環境譲与税	構成率 (%)	石油ガス譲与税	構成率 (%)	特別法人事業譲与税	構成率 (%)
都道府県分	117,989,397	52.2	6,000,001	15.0	4,270,502	84.7	1,660,585,204	100.0
市町村分	107,836,958	47.8	33,999,987	85.0	770,619	15.3	—	—
計	225,826,355	100.0	39,999,988	100.0	5,041,121	100.0	1,660,585,204	100.0
(構成率)	(10.1%)		(1.8%)		(0.2%)		(74.4%)	

(単位 千円)

区分	自動車重量譲与税	構成率 (%)	航空機燃料譲与税	構成率 (%)	特別とん譲与税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	10,170,456	3.6	654,148	20.0	—	—	1,799,669,708	80.6
市町村分	275,958,365	96.4	2,616,630	80.0	11,482,270	100.0	432,664,830	19.4
計	286,128,821	100.0	3,270,778	100.0	11,482,270	100.0	2,232,334,538	100.0
(構成率)	(12.8%)		(0.2%)		(0.5%)		(100.0%)	

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 指定市分は、市町村分を含む。

3 (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した各譲与税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和2年度における地方譲与税譲与金の譲与団体は以下のとおりである。

- (イ) 地方揮発油譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ロ) 森林環境譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ハ) 石油ガス譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全指定市である。
- (ニ) 特別法人事業譲与税の譲与団体は、全都道府県である。
- (ホ) 自動車重量譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ヘ) 航空機燃料譲与税の譲与団体数は、155団体(37都道府県80市(特別区を含む。)38町村)である(3月期)。
- (ト) 特別とん譲与税の譲与団体数は、179団体(159市(都を含む。)20町村)である(3月期)。

(参考) 平成28年度から令和2年度までの各年度における地方譲与税の譲与状況

(単位 千円)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
地方揮発油譲与税	261,035,818	258,402,915	259,895,340	230,281,882	225,826,355
都道府県分	136,401,805	135,269,191	135,744,392	120,622,191	117,989,397
市町村分	124,634,013	123,133,724	124,150,948	109,659,690	107,836,958
森林環境譲与税	—	—	—	19,999,104	39,999,988
都道府県分	—	—	—	3,999,977	6,000,001
市町村分	—	—	—	15,999,127	33,999,987
石油ガス譲与税	8,839,007	8,362,684	7,763,920	6,893,444	5,041,121
都道府県分	7,546,981	7,120,107	6,602,188	5,865,654	4,270,502
市町村分	1,292,026	1,242,577	1,161,732	1,027,790	770,619
特別法人事業譲与税					
都道府県分	—	—	—	—	1,660,585,204
自動車重量譲与税	265,698,293	266,014,602	268,897,419	286,896,267	286,128,821
都道府県分	—	—	—	8,354,750	10,170,456
市町村分	265,698,293	266,014,602	268,897,419	278,541,517	275,958,365
航空機燃料譲与税	14,702,662	14,917,055	14,976,200	14,397,388	3,270,778
都道府県分	2,940,529	2,983,403	2,995,235	2,879,475	654,148
市町村分	11,762,133	11,933,652	11,980,965	11,517,913	2,616,630
特別とん譲与税					
市町村分	12,349,491	12,351,825	12,836,058	12,690,330	11,482,270
地方法人特別譲与税					
都道府県分	1,777,606,978	1,845,174,420	2,086,503,809	2,042,683,218	—
計	2,340,232,250	2,405,223,501	2,650,872,746	2,613,841,633	2,232,334,538
都道府県分	1,924,496,293	1,990,547,121	2,231,845,624	2,184,405,265	1,799,669,708
市町村分	415,735,957	414,676,380	419,027,122	429,436,367	432,664,830

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 指定市分は、市町村分を含む。